

令和4年度

(令和4年6月3日実施)

建設工事競争入札参加者の
格付基準 他

下 田 市

1 下田市建設工事競争入札参加者の格付基準

(目的)

第1条 この基準は、建設工事の競争入札に参加することができる資格を有する者の格付について、他に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(等級の格付の基準)

第2条 等級の格付は、第3条に定める方法により算定した総合数値に基づき、次の基準により行うものとする。

等 級 の 格 付 基 準

(1) 土木一式工事

等級	基準
A	有資格者数の25%の数を限度に、総合数値上位者
B	有資格者数の25%の数を限度に、等級Aの者を除いた総合数値上位者
C	有資格者数の25%の数を限度に、等級A及びBの者を除いた総合数値上位者
D	等級A、B及びCの者を除いた有資格者

(2) 水道施設工事、管工事、解体工事

等級	基準
A	有資格者数の33%の数を限度に、総合数値上位者
B	有資格者数の33%の数を限度に、等級Aの者を除いた総合数値上位者
C	等級A及び等級Bの者を除いた有資格者

備考・上記等級を決定する%表示は、下田市内事業者（下田市内に本店又は営業所を有する者）のみを対象としたものとする。

- ・有資格者数は小数点第1位を四捨五入して整数表示とする。
- ・有資格者数が10者に満たない場合、格付けは行わないものとする。
- ・総合数値が同点の有資格者がいる場合は、経営事項審査の総合評定値が上位のものを上位とする。
- ・年度途中の新規登録業者は最下位の格付とする。
- ・新規登録若しくは登録抹消等の影響により、等級ごとの資格者数に変更が生じたとしても、年度途中の等級変更は行わないものとする。

(総合数値の算定方法)

第3条 総合数値の算定は、次に定める方式による。なお、小数点以下は四捨五入とする。

$$\text{総合数値} = \left(\frac{\text{国土交通大臣又は都道府県知事による経営規模等評価結果の総合評定値}}{\text{総合評定値}} \right) \times \left(1 + \frac{\text{別表1の工事成績の数値}}{100} \right) + D1 + D2$$

↓

客観数値とする

別表 1

工事成績の数値

工 事 成 績	N+3 以 上	N+2	N+1	N	N-1	N-2	N-3	N-4	N-5	N-6	N-7 以 下
数 値	+10	+8	+6	+4	+2	0	-2	-4	-6	-8	-10

(注) 工事成績

請負代金額が1件 130万円以上の下田市発注工事を対象とし、前年の4月1日から本年の3月31日までの間に下田市が採点した工事成績点を、平均点(N)が数値(+4)になるように調整してあらわしたもの。ただし、該当する工事が無いときは、数値を0とする。

D1: 暴力団排除に関する評点

暴力追放運動推進センターへ「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)」に基づく不当要求防止責任者の選任届を提出し、格付け基準審査日より過去3年以内に、同センターの責任者講習を受講した者が所属する建設業者に対し10点を加算する。

D2: 地域貢献に関する評点

別表 2 に該当する下田市における地域貢献活動がある場合。 最大 20 点

別表 2 地域貢献の活動内容及び評点

活動内容	評点
前年の 12 月 31 日時点において、下田市が協定を締結している「地域貢献型電柱看板に関する協定」に単独企業の公告主として参加している。	5 点
前年の 12 月 31 日時点において、下田市が協定を締結している「地域貢献型電柱看板に関する協定」に組合等の集団の公告主として参加している。	2 点
前年の 12 月 31 日時点において、下田市の消防団協力事業所認定を取得している。	8 点
前年の 12 月 31 日時点において、下田市と災害時における応急対策業務に関する協定を締結している団体に所属している。	8 点

建設工事発注基準

「建設工事の請負に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成16年告示58号)第1条第1項関係

工種 等級	土木一式工事	水道施設工事	管工事	解体工事
A	500万円以上	500万円以上	500万円以上	500万円以上
B	300万円以上 6,000万円未満	300万円以上 6,000万円未満	300万円以上 6,000万円未満	300万円以上 6,000万円未満
C	4,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満	1,000万円未満
D	1,000万円未満			

ただし、上表の規定のうち等級区分は、次の(1)から(5)のいずれかに該当する工事については適用しない。

- (1) 災害復旧工事等
- (2) 特殊な機械又は特殊な工法を要する工事
- (3) 特別な理由により、施工管理上特に配慮を要する工事
- (4) 特別な理由により、急施を要する工事
- (5) その他市長が特に指定する工事

建設工事指名業者数設定基準

予定価格	指名人数
2000万円以上	6者以上
500万円以上～2000万円未満	5者以上
500万円未満	3者以上